

市原市人権啓発事業補助金交付要綱

平成17年9月7日

告示第350号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の人権意識の高揚を図るため、本市に活動の拠点を置く団体が実施する人権啓発事業に対し、その事業に要する経費の一部又は全部を予算の範囲内で交付することについて、市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に活動の拠点を置く団体で、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が人権の啓発のために実施する事業であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 講演会、研修会等
- (2) 啓発物の作成及び配布並びに街頭啓発
- (3) その他市長が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体による補助金の交付の対象になっている事業又は政治活動、宗教活動若しくは営利活動を目的とする事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業にかかる補助金以外の収入があり、その額と補助金の額の合計が、補助対象事業に係る支出の総額を超える場合は、当該超える額を補助金の額から控除する。

2 前項の規定により算定した額が20万円を超える場合は、20万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市原市人権啓発事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業説明書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象者の定款、会則その他これらに類するものの写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 次条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該決定の日の属する年度においては、前項の規定による申請をすることができないものとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、市原市人権啓発事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、市原市人権啓発事業変更（中止・廃止）届出書（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により補助金の額に変更が生じたときは、市原市人権啓発事業補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、直ちに市原市人権啓発事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記第8号様式）
- (2) 補助対象経費を証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、市原市人権啓発事業補助金確定通知書（別記第9号様式）により当該報告書を提出した補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市原市人権啓発事業補助金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければ

ばならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が虚偽又は不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、市原市人権啓発事業補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(見直し)

2 市長は、この告示の施行後3年以内に、この告示の施行の状況について検討を加えその結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成20年4月7日告示第146号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条）

補助対象事業	補助対象経費
(1) 講演会、研修会等	①講師謝金 ②講師旅費 ③使用料及び賃借料(会場・付帯設備使用料等) ④需用費(講演会・研修会等で使用する消耗品費、お知らせ・ポスター・資料等の印刷製本費等) ⑤その他市長が適当と認める経費
(2) 啓発物の作成及び配布並びに街頭啓発	①需用費(啓発物作成・購入に係る印刷製本費・消耗品費、広報紙・人権啓発誌等の印刷製本費等) ②その他市長が適当と認める経費
(3) その他市長が適当と認める事業	報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、その他市長が適当と認める経費

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

市原市人権啓発事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）市原市長

住 所

名 称

代表者名

印

（電話番号

）

市原市人権啓発事業補助金の交付を受けたいので、市原市人権啓発事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額

円

第2号様式（第6条第1項第1号）

事業説明書

事業名	
事業の目的	
事業の実施理由及び事業内容	

第3号様式（第6条第1項第2号）

収支予算書

区 分		金 額 (円)	内 訳
収 入	補助 金 以 外		
	小 計		
	補助金交付申請額		
	合 計		
支 出	補助 対 象 経 費		
	小 計		
	そ の 他 経 費		
	小 計		
	合 計		

第4号様式（第7条）

市原市人権啓発事業補助金交付決定通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長

印

年 月 日付で申請のあった市原市人権啓発事業補助金の交付を下記のとおり
決定したので、市原市人権啓発事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額

円

第5号様式（第8条第1項）

市原市人権啓発事業変更(中止・廃止)届出書

年 月 日

(あて先) 市原市長

住 所

名 称

代表者名

印

(電話番号

)

年 月 日付市 第 号により市原市人権啓発事業補助金の交付決定を受けた人権啓発事業を、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、市原市人権啓発事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更(中止・廃止)の内容

2 変更(中止・廃止)の理由

第6号様式（第8条第2項）

市原市人権啓発事業補助金変更交付決定通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長

印

年 月 日付で変更（中止・廃止）の届け出のあった人権啓発事業について、
年 月 日付市 第 号により通知した市原市人権啓発事業補助金の交付
決定の内容を下記のとおり変更したので、市原市人権啓発事業補助金交付要綱第8条第2項
の規定により通知します。

記

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円

第7号様式（第9条）

市原市人権啓発事業実績報告書

年 月 日

（あて先）市原市長

住 所

名 称

代表者名

印

（電話番号

）

年 月 日付市 第 号により市原市人権啓発事業補助金の交付決定を受けた人権啓発事業の実績について、市原市人権啓発事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事 業 名	補助金交付決定額	完了・未了の別
	円	

1 事業の目的

2 事業の効果

第8号様式（第9条第1号）

収支決算書

区 分		金 額 (円)	内 訳
収 入	補助 金 以 外		
	小 計		
	補助金交付決定額		
	合 計		
支 出	補助 対 象 経 費		
	小 計		
	そ の 他 経 費		
	小 計		
	合 計		

第9号様式（第10条）

市原市人権啓発事業補助金確定通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長

印

年 月 日付で実績報告のあった人権啓発事業に対する補助金を下記のとおり
確定したので、市原市人権啓発事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

第10号様式（第11条）

市原市人権啓発事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）市原市長

住 所

名 称

代表者名

印

（電話番号

）

年 月 日付市 第 号で確定通知のあった市原市人権啓発事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

金

円也

振込先

金融機関名		支店名	
種目・口座番号	普通 ・ 当座 No.		
フリガナ 口座名義人	-----		

第 1 1 号様式 (第 1 2 条第 2 項)

市原市人権啓発事業補助金交付決定取消通知書

市 第 号
年 月 日

様

市原市長

印

年 月 日付市 第 号により通知した市原市人権啓発事業補助金の交付決定の全部 (一部) を下記のとおり取り消したので、市原市人権啓発事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消しの理由 | |